

安全衛生管理規程

安全衛生管理規程目次

第1章 総則

第1条 目的

第2条 責務

第2章 安全衛生管理体制

第3条 法定管理者の選任

第4条 総括安全衛生管理者の職務

第5条 安全管理者の職務

第6条 衛生管理者の職務

第7条 産業医の職務

第8条 職場安全衛生委員会

第9条 委員会の任務

第3章 安全衛生教育

第10条 教育の姿勢

第11条 教育計画

第12条 教育の方法

第4章 職場の安全衛生

第13条 標識の掲示

第14条 安全衛生点検

第15条 巡視点検

第5章 その他

第16条 健康診断

第17条 交通安全

第18条 本規程の改廃

第19条 施行期日

第1章 総則

第1条（目的）

- 1 この規程は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則（以下法という）並びに法人内規程に基づき、安全衛生管理についての基本的な事項を定め、もって職員及び派遣職員並びに関係請負人等（以下、職員等という）の安全と健康を保持すると共に、災害及び事故を未然に防止することを目的とする。

第2条（責務）

- 1 法人は安全衛生管理の体制を確立し、災害防止及び健康増進を図るために必要な措置を講ずる。
- 2 理事長は安全管理者及び衛生管理者が、その職務を遂行可能な程度に権限を委任し、その職務の遂行状況について監督しなければならない。
- 3 各所属（部門）長は、法及び規定に基づき、所属（部門）の安全衛生管理を実施する。
- 4 職員等は法及び本規程を誠実に遵守すると共に、本規程の目的達成に努めなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

第3条（法定管理者等の選任）

- 1 安全衛生管理を遂行するため、法に基づき管理者を次の通り置く。
 - (1) 総括安全衛生管理者
 - (2) 安全管理者
 - (3) 衛生管理者
 - (4) 産業医

第4条（総括安全衛生管理者の職務）

- 1 総括安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者及び労働者の危険又は健康障害を防止にかかる技術的事項を管理する者を指揮すると共に、安全衛生に関する方針を表明し、職員に対して周知を図る。
- 2 総括安全衛生管理者は次の業務について統括管理を行う。
 - (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

(6) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

第 5 条 (安全管理者の職務)

1 安全管理者は、次の職務を行う。

- ① 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置
- ② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検
- ③ 作業の安全についての教育及び訓練
- ④ 発生した災害原因の調査及び対策の検討
- ⑤ 消防及び避難の訓練
- ⑥ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- ⑦ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録など
- ⑧ 構内において業務を行う関係請負企業間の連絡調整協議会（以下構内連絡会という）の指導並びに必要な情報の提供等の業務（安全管理等労働災害の防止に関する事項）
- ⑨ 派遣労働者の受入にかかる教育訓練等並びに派遣元企業に対する情報の提供等の業務（安全管理等労働災害の防止に関する事項）

第 6 条 (衛生管理者の職務)

1 衛生管理者は、次の職務を行う。

- ① 健康に異常のある職員等の発見
 - ② 作業環境に関する衛生上の調査
 - ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善
 - ④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
 - ⑤ 衛生教育、健康相談その他従業員の健康保持に必要な事項
 - ⑥ 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
 - ⑦ 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備など
 - ⑧ 構内において業務を行う関係請負企業間の連絡調整協議会（以下構内連絡会という）の指導並びに必要な情報の提供等の業務（衛生管理等職業性疾病の予防に関する事項）
 - ⑨ 派遣労働者の受入にかかる教育訓練等並びに派遣元企業に対する情報の提供等の業務（衛生管理等職業性疾病の予防に関する事項）
- 2 少なくとも毎週 1 回作業場を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じることとする。

第 7 条 (産業医の職務)

1 産業医は、次の職務を行う。

- ① 健康診断及び面接指導の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するため

の措置に関すること

- ② 作業環境の維持管理に関すること
 - ③ 作業の管理に関すること
 - ④ 職員の健康管理に関すること
 - ⑤ 健康教育、健康相談その他、職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
 - ⑥ 衛生教育に関すること
 - ⑦ 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること
- 2 職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、職員の健康管理等について必要な勧告を行うことができるものとする。
- また、職員の健康障害の防止に関して、衛生管理者に対する指導、助言を行うものとする。
- 3 少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じることとする。

第 8 条（職場安全衛生委員会）

- 1 常時50人以上の従業員により構成される事業所は、安全衛生委員会を設置し、委員長に施設長（総括安全衛生管理者）が当たることとし、委員は安全管理者、衛生管理者及び産業医を含め労使双方対等の人員からなる9名をもって編成する。
- 2 委員会の開催
委員会の開催は月1回とし、委員長が招集する。
但し、委員長が必要と認めたときは都度開催する。

第 9 条（委員会の任務）

- 1 労働安全衛生関連の法令遵守の上、次の事項について調査審議し、意見を述べるものとする。
なお、当該委員会における議事の概要について、全ての職員に対して周知を図ることとする。
 - （ 1 ） 職員の危険を防止し、または、従業員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - （ 2 ） 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策並びに必要な措置の実施計画の作成に関すること。
 - （ 3 ） 労働災害の原因究明および再発防止対策に関すること。
 - （ 4 ） 安全又は衛生に関する法人内規程の作成に関すること。
 - （ 5 ） 職員に対する安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
 - （ 6 ） 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
 - （ 7 ） 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

- (8) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- (9) 各種健康診断、メンタルヘルスの実施及びその診断結果に基づく対策の樹立等に関すること。
- (10) 長時間労働（過重労働）による健康障害の防止対策の樹立に関すること。
- (11) 精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (12) 労働基準監督署長その他行政機関の担当官から文書による命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、職員に対する危険の防止又は健康障害の防止に関する事項。

第3章 安全衛生教育

第10条（教育の姿勢）

- 1 安全衛生水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、各所属長及びその他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、当該業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を計画的に行い、又はこれを受ける機会を与えるものとする。
- 2 管理、監督者は常時職員に安全衛生に関する教育を反復実施すること。
- 3 管理、監督者は安全、衛生に関する事項を朝礼または夕礼若しくは職場懇談会、その他適当な機会を捉えて十分に説明し、安全、衛生意識が習性化するように努めなければならない。
- 4 危険又は有害な作業に就かせる場合は、予め安全衛生に関する教育を行わなければならない。

第11条（教育計画）

- 1 安全衛生教育計画は、対象・内容・形式・担当・教材・時期・時間数等について検討し、長期的な計画を立て、継続的かつ計画的な実施を図ることとする。
また、単年度ごとに安全衛生教育に関する年間計画を作成し、適切に実施する。

第12条（教育の方法）

- 1 安全衛生教育は事業所内で実施する以外に、事業外講習・研修も併せて行う機会を確保する。

第4章 職場の安全衛生

第13条（標識等の掲示）

- 1 安全、衛生に関する標識、表示並びに合図の方法について統一を図り、職場内に掲示するなど、周知を図ることとする。

第14条（安全衛生点検）

- 1 災害の未然予防を図るため、法に定める自主検査を含め、次の区分により点検を行う。
 - (1) 日常点検 各職場において、就業前後に行う安全点検
 - (2) 定期点検 予め定められた方法で、一定の期日を定めて行う点検（月例・年次）
 - (3) 巡視点検 安全衛生委員会による毎月1回、巡視する点検
点検結果は法に定める期間（3年間）保管せねばならない。

第15条（巡視点検）

- 1 安全衛生委員会は毎月1回程度、委員による巡視点検をおこなう。
- 2 委員会は巡視点検の結果、改善の必要を認めた事項について、改善勧告書を発行する。
- 3 当該勧告を受けた部門の長は、速やかに改善計画を作成し、委員会に報告しなければならない。
- 4 委員会は改善計画の内容を審査し、結果を委員長にその旨報告する。
- 5 巡視点検のチェックシート・点検方法等については委員会で決定する。

第5章 その他

第16条（健康診断）

- 1 法人は新たに職員を雇用した際、速やかに法に定める雇入時健康診断を実施する。
- 2 法人は1年（深夜業務等に従事する者は6箇月）以内ごとの定期に、法に定める健康診断（以下定期健康診断という）を実施する。

なお、定期健康診断を実施する日において、雇入時健康診断を受けた後1年（深夜業務等に従事する者は6箇月）を経過しない者及び過去3箇月以内に受診した健康診断の結果を会社に提出した者については、受診済みの健康診断項目を省略することが出来ることとする。
- 4 健康診断の項目は法に定めるもののほか、産業医又は検査医師が必要と認めるものについて行う
- 5 各健康診断の結果は各職員にも通知する。
- 6 職員は法人の実施する健康診断を受けなければならない。
- 7 産業医は、健康診断の結果をもとに、適切な指導を行う。
- 8 健康診断の結果をもとに就業制限又は配置転換を行うときは、予め医師の意見を聴取し、当該委員会において協議し、法人が決定する。
- 9 健康診断については、原則として就業時間中に実施することとする。

第17条（交通安全）

- 1 職員は定められた社内規則及び交通法規を遵守すると共に交通安全に努めなければならない。
- 2 安全運転推進については、別途定めた規程により運営する。

第18条（本規程の改廃）

- 1 本規程は安全衛生委員会の承認を得て改廃する。

第19条（施行期日）

- 1 本規程は、 2006年4月1日より施行する。
2013年4月1日 一部改定。